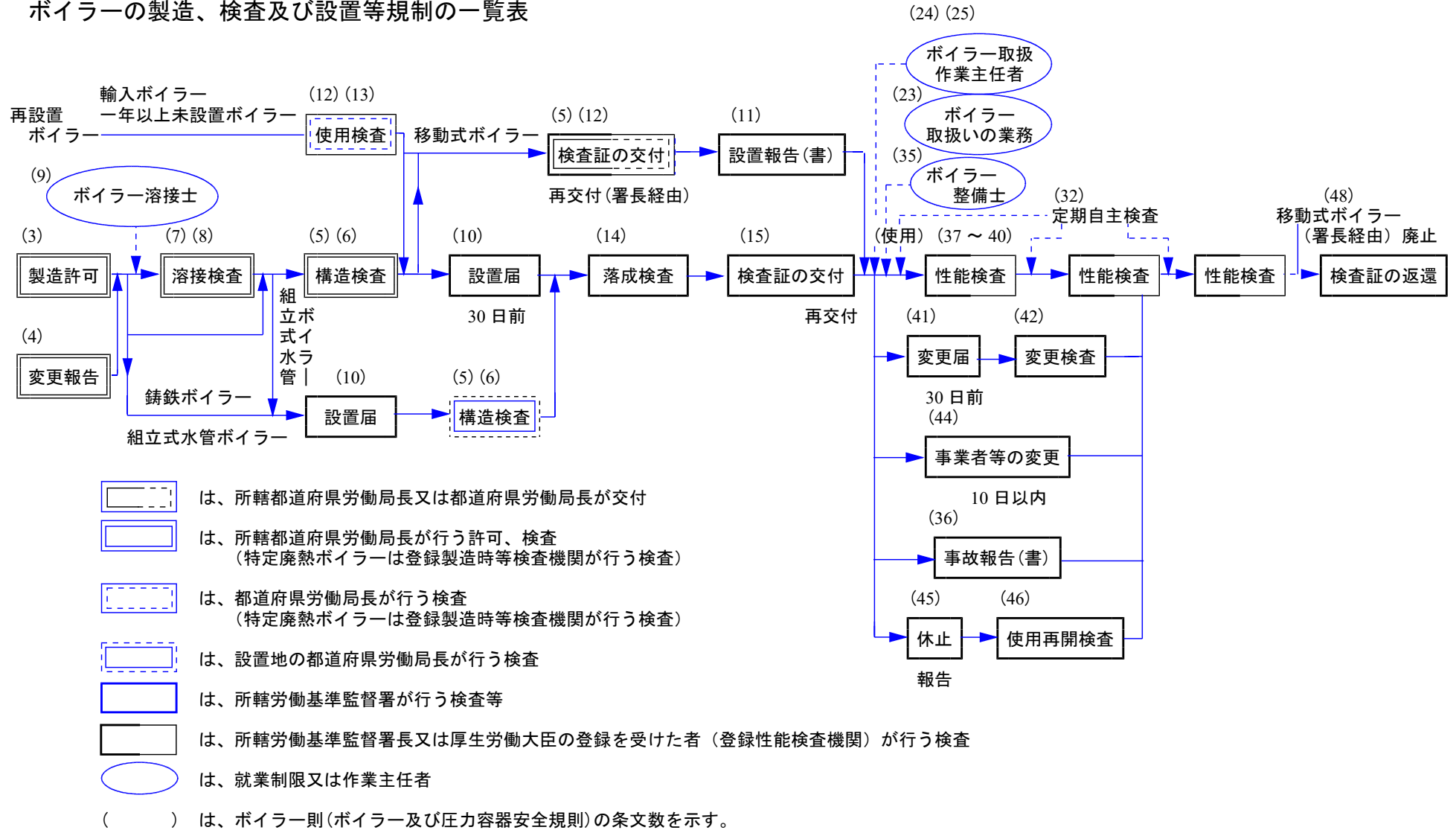


# ボイラーの製造、検査及び設置等規制の一覧表



- は、所轄都道府県労働局長又は都道府県労働局長が交付
- は、所轄都道府県労働局長が行う許可、検査  
(特定廃熱ボイラーは登録製造時等検査機関が行う検査)
- は、都道府県労働局長が行う検査  
(特定廃熱ボイラーは登録製造時等検査機関が行う検査)
- は、設置地の都道府県労働局長が行う検査
- は、所轄労働基準監督署が行う検査等
- は、所轄労働基準監督署長又は厚生労働大臣の登録を受けた者 (登録性能検査機関) が行う検査
- は、就業制限又は作業主任者
- (     ) は、ボイラー則(ボイラー及び圧力容器安全規則)の条文数を示す。